

一般社団法人茨城県公認心理師協会 委員会規程

(総則)

第1条 一般社団法人茨城県公認心理師協会(以下「当会」という。)は、その運営のため委員会を設置する。

(目的)

第2条 この規程は理事会規程第19条の規程に基づき、委員会の設置、構成及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第3条 委員会は、理事会の方針に従って当会の会務を遂行する。

(構成)

第4条 委員会は、委員長1名、及び委員で構成し、委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

3 委員は、正会員の中から委員長の推薦に基づき、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

4 委員の人数は、原則8名以内とする。

5 委員長は、理事の中から会長が選任及び解任をする。

6 委員会には、必要に応じ副委員長を置くこととし、委員長が委員の中から選任する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

7 委員は、委員長及び担当理事に従って、当該領域の会務を遂行する。

(活動)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が随時召集する。

2 委員会の活動は、当会の運営方針に沿ったものでなければならない。

3 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成し、本協会事務局において保管するものとする。

4 委員長は理事会において、委員会の活動状況について報告し、必要に応じて審議を行う。

5 委員は理事の代行として、他団体の会議に出席することができる。

6 委員会の活動に必要な経費は、事務局に請求し支弁を受けることができる。

(設置)

第6条 当会の活動を遂行するにあたって、別表のような委員会を置く。

2 別表の委員会の他に、必要に応じて特別委員会などを置くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会には会員が所属する専門部会を置くことができる。

2 会員は希望する専門部会に登録することができる。

3 専門部会の設置・廃止等は理事会が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会での決議により行う。

附則 本規程は、2024年7月16日から施行する。

別表

委員会名	専門部会
倫理委員会	
選挙管理委員会	
研修委員会	
広報・IT委員会	
財務委員会	
医療保健領域委員会	医療保健領域専門部会
福祉領域委員会	児童福祉専門部会、高齢者支援専門部会
産業領域委員会	産業領域専門部会
教育領域委員会	学校臨床専門部会
司法矯正領域委員会	司法矯正領域専門部会
自死予防委員会	自死予防専門部会
災害支援委員会	災害支援専門部会